



ご利用の前に必ずお読みください



住宅事業者様の
みなさまへ

保証期間延長瑕疵保証責任保険

まもりすまい延長保険 重要事項説明書



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社

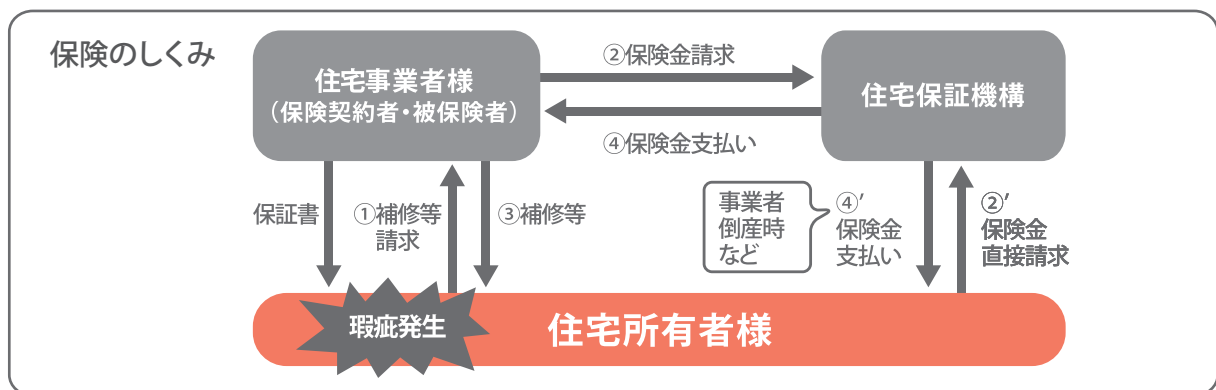
契約のしおり

まもりすまい延長保険は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく保険として、同法律により保険法人として指定された住宅保証機構が、住宅所有者様に対し 瑕疵保証責任を負う住宅事業者様を対象としご提供するものです。

■ 保険のしくみ

○住宅事業者様が、新築住宅の引渡し から10年を経過する住宅の点検等（メンテナンス工事を含みます）を行い、その住宅所有者様に対し保証書により約定した瑕疵 保証責任を履行した場合、その補修費用等について保険金をお支払します。また、万が一、住宅事業者様が倒産等により瑕疵保証責任を履行できない場合は、住宅所有者様に対して、住宅保証機構が直接保険金をお支払します。

※10年を経過した住宅においても一定の条件を満たす場合は対象となります。



1 保険をご利用できる住宅事業者様、保険の対象住宅

○この保険をご利用できる住宅事業者様

まもりすまい保険(新築住宅瑕疵保険)の事業者届出をされている住宅事業者様

○対象住宅

2000年4月1日以降に新築住宅として引き渡された一戸建住宅および小規模共同住宅等^{*1}で、新築住宅の引渡し日から、10年を経過する住宅^{*2}

※1 延床面積が500㎡未満でかつ階数が3以下(地階を含みます)の共同住宅等(小規模共同住宅等に限りま

※2 ただし、新築住宅から15年以内の住宅に限りま

2 保険金のお支払対象

お支払対象となる部分	支払対象となる事由
構造耐力上主要な部分	基本的な耐力性能を満たさないこと
雨水の浸入を防止する部分	防水性能を満たさないこと

3 保険金支払限度額、免責金額、お支払の対象となる費用

保険金支払限度額	500万円、1,000万円、2,000万円のうちご希望により選択が可能です。
支払われる保険金の計算式	(保険の対象となる損害額免責金額10万円) × 80%※
支払われる保険金	○補修費用 ○調査費用 ○仮住居・移転費用

※届出事業者様が倒産等の場合は100%

4 お申込プランと保険期間

- この保険では、メンテナンス工事の時期により、3種類のお申込プランがあります。
- 保険期間は、住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の保証開始日に始まり、お申込プランにより保険開始日より5年または10年間です。(保険期間は、保険証券にてご確認ください。)

お申込プラン	メンテナンス工事の時期	保険期間	保険期間イメージ
10年延長プラン	①新築後10年を満了する日から遡って1年以内※ ※保険のお申込は、新築後9年を経過した日から可能です。	10年間※1	
	②新築後10年を満了した日から5年以内		
5年延長プラン【1回目】	新築後10年から15年までにメンテナンス工事を実施	5年間※2	
5年延長プラン【2回目】		5年間※3	

※1 住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任任意保険または住宅保証機構の住宅性能保証制度の加入住宅において、新築住宅として引渡された日から10年経過する日までにメンテナンス工事を実施し(10年経過する日から遡って1年以内に限る)、そのメンテナンス工事完了日を保証開始日とする場合、保険期間は保証開始日から始まり、新築住宅として引渡された日から20年を経過する日までの期間となります。

※2 5年延長プラン【1回目】の場合、5年延長プラン【2回目】にお申込のうえ実施されるメンテナンス工事(基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を維持又は回復させるための工事)を保証の対象とすることができます。

※3 5年延長プラン【2回目】の保険開始日は、5年延長プラン【1回目】の保険期間終了日の翌日となります。

5 特約の付帯により、以下についても保険金のお支払対象とすることができます。

特約を付帯することにより支払対象となる部分	支払対象となる事由	保険期間	お申込可能なプラン
給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備	通常有すべき性能または機能を満たさない場合	5年間	10年延長プランまたは5年延長プラン【1回目】で付帯可能
メンテナンス工事と同時に行う内装・設備工事	社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間	10年延長プランで付帯可能

※特約を付帯する際には、追加料金がかかります。また、住宅によっては、付帯できない場合がありますので、お問合せください。

6 住宅事業者様による10年目点検(保証のための点検・検査)等の実施

- この保険のご利用にあたり、住宅事業者様は、お申込住宅について、住宅保証機構が定める「まもりすまい既存住宅保険現場検査基準(以下、現場検査基準)」に適合しているか、新築住宅の引渡日から10年を経過する日までに点検(10年目点検) ※1 ※2 を実施してください。
- 10年目点検の結果、現場検査基準に適合しない箇所については、住宅保証機構が定める「まもりすまい延長保険設計施工基準(以下、設計施工基準)」に基づき、メンテナンス工事を必ず実施してください。
- メンテナンス工事を行う際は、防水上の観点から、現場検査基準に適合している場合でも、以下「必須となるメンテナンス工事」を併せて実施してください。

○10年目点検の結果、メンテナンス工事を行わず、5年延長プラン(1回目)を選択された場合、**5年延長プラン(2回目)のお申込をされる際は、新築後10年から15年までの間に改めて点検(15年目点検)※2を実施し、その結果、現場検査基準に適合しない箇所のメンテナンス工事および以下《必須となるメンテナンス工事》を必ず実施**してください。

※1 新築住宅の引渡日から10年を経過した住宅のお申込を行う場合(一定の条件があります)お申込時点において、同様の点検が必要です。

※2 (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会に登録された既存住宅現況検査技術者等が10年目点検または15年目点検を実施する場合は、住宅保証機構が行う現況確認検査を書類審査とすることができます。

《必須となるメンテナンス工事》

防水上の観点から、以下①～④の工事を必ず実施してください。

- ①各部シーリング工事
- ②屋根の板金部分の表面塗装工事(金属屋根の場合は屋根全面)
- ③外壁全面の表面塗装工事
- ④木製サッシ・木製部材の塗装工事

7 現場検査の実施

住宅保証機構は、この保険のお申込住宅について、現場検査基準に基づき、**現況を確認する検査(現況確認検査)を実施**します。また、メンテナンス工事を実施される場合については、設計施工基準に基づき、**メンテナンス工事完了時等に検査(メンテナンス工事完了時検査)を実施**します。

お申込プラン	回数	実施する現場検査<木造及び小規模RC造等で建物階数3以下の場合※4>
10年延長プラン	2回	①現況確認検査※1※2 ②メンテナンス工事完了時検査※3
5年延長プラン【1回目】	1回	①現況確認検査※1※2
5年延長プラン【2回目】	2回	①現況確認検査※1※2 ②メンテナンス工事完了時検査※3

※1 (一社)住宅瑕疵担保責任保険協会に登録された既存住宅現況検査技術者等が10年目点検または15年目点検を実施する場合は、住宅保証機構が行う現況確認検査を書類審査とすることができます。

※2 新築時等に、次の検査を実施した住宅については、現況確認検査の一部を省略することができます。

・住宅性能保証制度の保証住宅・まもりすまい保険の保険付住宅・建設住宅性能評価住宅・建築確認の完了検査済証の取得住宅

※3 メンテナンス工事箇所に構造耐力上主要な部分の新設、撤去がある場合、施工中検査を追加して実施します。

※4 建物階数4以上のRC造等の場合は、お問合せください。

8 料金について ※お問合せください。

【保険のご利用にあたり】

■保証書の発行

10年目点検または15年目点検の結果、住宅事業者様が保証可能と判断する場合には、住宅保証機構所定の保証書を住宅所有者様に対して交付してください。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払事由となる瑕疵保証責任を履行したことになります。なお、本保証書の範囲を超えて保証責任を負担する場合には、その超過した範囲の責任については、保険金支払対象とならないことにご注意ください。

■住宅所有者様へのご説明

この保険をご利用いただくためには、本冊子に記載の「重要事項説明書」を必ずお読みいただき、ご理解いただくことが重要です。また、住宅所有者様に対して、皆様より「まもりすまい延長保険の概要」をお渡しいただき、「契約内容確認シート」により保険内容のうち住宅所有者様に特に知っていただきたい事項をご確認いただくようお願いいたします。

まもりすまい延長保険

保証期間延長瑕疵保証責任保険

重要事項説明書

住宅事業者様用

契約概要

2025年4月版

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「保証期間延長瑕疵保証責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）」「特約条項」をご参照ください。また、ご不明な点については、住宅保証機構までお問合せください。

商品の仕組みおよび内容など

1 商品の名称

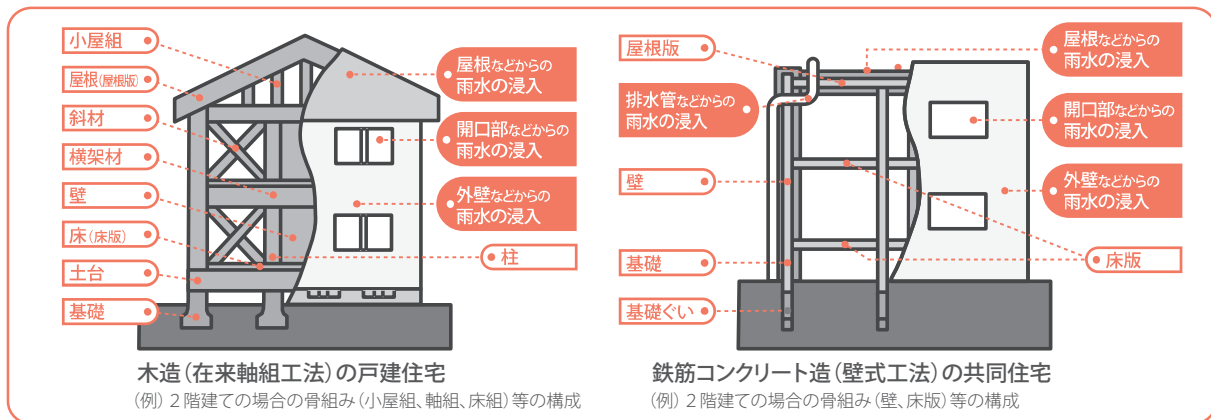
○保証期間延長瑕疵保証責任保険

この保険は、住宅保証機構が、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に基づいて行うものです。

2 商品のしくみ

○住宅保証機構は、保険証券記載の住宅（以下「保険付保住宅」といいます。）の保険加入時点における基本構造部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合に、（以下「保険事故」といいます。）、被保険者である住宅事業者様が住宅所有者様に対して履行する所定の保証書に基づく瑕疵保証責任について、保険金をお支払します。

〈 保険の対象となる基本構造部分（例） 〉



3 保険のてん補内容

① 保険金をお支払する主な場合

○詳細は普通保険約款の「保険金を支払う場合」の項目に記載されていますのでご確認ください。

- ▶ 保険付保住宅の保険加入時点における基本構造部分の隠れた瑕疵に起因する、基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合の保険事故により、住宅事業者様が住宅所有者様に対して瑕疵保証責任を履行した場合について保険金をお支払します。
- ▶ 保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵保証責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、住宅事業者様が瑕疵保証責任を履行する場合に負担するべきであった範囲において、住宅所有者様に対して保険金をお支払します。

○お支払する主な保険金は次のとおりです。詳細は普通保険約款の「保証責任の範囲」の項目に記載されていますのでご確認ください。

- ▶ 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用
(保険開始日における設計・仕様・材質等を上回るにより増加した補修費用については対象となりません。)
- ▶ 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用(瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。)
- ▶ 仮住居・移転費用

②保険金をお支払できない主な場合

○次に掲げる事由により生じた損害これらの事由がなければ発生または拡大しなかった 損害 を含みます。)に対しては、保険金をお支払しません。なお、詳しくは普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

- ▶ 住宅事業者様(その下請負人を含みます。)、住宅所有者様、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失により生じた 損害 故意または重大な過失がなければ発生または拡大しなかった 損害 を含みます。)については、保険事故に該当する場合であったとしても、保険金をお支払しません。
※ただし、故意・重過失損害担保特約条項が付帯される契約に限り、住宅事業者様が倒産等の場合には住宅所有者様に保険金をお支払します。
- ▶ 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨またはこれらに類似の自然変象もしくは火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- ▶ 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- ▶ 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- ▶ 瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
- ▶ 瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失またはき損もしくは保険付保住宅その他財物の使用の阻害
- ▶ 保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要なとされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)
- ▶ 住宅保証機構または住宅事業者様が不適当であることを指摘したにもかかわらず 住宅所有者様が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、もしくは住宅事業者様または住宅事業者様の下請業者以外の者に住宅所有者様が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由
- ▶ 保険開始日以降に行われた保険付保住宅の増築・改築・補修(保険事故による補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
※ただし、5年延長プラン【1回目】の場合、5年延長プラン【2回目】にお申込みの上実施されるメンテナンス工事(基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を維持または回復させるための工事)は、保険金のお支払対象となります。
- ▶ 保険開始日以降に行った保険付保住宅の補修作業上の手ぬかりまたは技術の拙劣もしくは正当な理由のない補修の遅延
- ▶ 住宅事業者様が住宅所有者様に保証責任の開始を約定する時点において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
- ▶ 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきまたわみ等その他の事象
- ▶ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
- ▶ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
- ▶ 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

○地震または噴火もしくはこれらによる津波が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害が生じた場合、この被害に係る 損害 (地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。))に対しては保険金をお支払しません。

○住宅保証機構は、住宅事業者様と住宅所有者様 との間の約定により、住宅事業者 様が住宅保証機構所定の保証書の範囲を超えて責任を負担する場合には、その超過した範囲の責任については、保険金をお支払しません。

4 付帯できる主な特約およびその概要

○この保険では、契約の内容により以下の特約が付帯されます。詳細は付帯される特約条項等をご確認ください。
主な特約条項とその概要は次のとおりです。

主な特約条項目名	概要
故意・重過失損害担保特約条項	普通保険約款では免責となる被保険者等の故意・重過失に係る損害について、被保険者が倒産等の場合に限定して担保する特約条項です。故意・重過失損害についてお支払をする場合の責任の範囲のほか、保険金支払の限度額についての補足事項、求償権の代位等について規定しています。住宅所有者様が宅地建物取引業者以外である場合に自動付帯されます。
保険料の口座振替に関する特約条項	保険料の口座振替に関する諸規定、保険料の払込みがなされなかった場合の取扱い等について規定しています。原則として、自動付帯されます。
共同住宅等に関する特約条項	一戸建住宅以外の住宅（共同住宅、長屋建住宅等）を対象とする契約に自動的に付帯し、限度額、保険金請求の手続等に係る諸規定について普通保険約款の補足、読み替えをしています。
住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項	普通保険約款では瑕疵保証責任の範囲ではない、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分以外のリフォーム工事の瑕疵に起因して、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合に担保するものです。保険契約申込時にご選択いただいた場合のみ付帯されます。
給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項	普通保険約款では瑕疵保証責任の範囲ではない給排水管路の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合に担保するものです。保険契約申込時にご選択いただいた場合のみ付帯されます。
給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵担保責任に関する特約条項	普通保険約款では瑕疵保証責任の範囲ではない給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備の瑕疵に起因して、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合または給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合に担保するものです。保険契約申込時にご選択いただいた場合のみ付帯されます。
包括保険契約特約条項	保険契約者が住宅保証機構と包括保険契約を締結する際に自動的に付帯し、保険加入住宅等の通知方法等について規定するほか、普通保険約款の補足、読み替えをしています。
保険契約の継続に関する特約条項	保険契約者が住宅保証機構と包括保険契約を締結する際に自動的に付帯し、包括保険契約の自動継続について規定しています。

5 保険期間（保険のご契約期間）

- 保険責任は、住宅事業者様が住宅所有者様に交付する保証書に記載の保証開始日に始まります。
- 保険期間は、お申込プランにより、保証開始日より5年間または10年間です。※保険証券にてご確認ください。

お申込プラン名	保険期間
10年延長プラン	10年間 ※住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任任意保険または住宅保証機構の住宅性能保証制度の加入住宅において、当該住宅の保証開始日を新築住宅として引渡された日から10年を超えない日とする場合にあっては、保険開始日を始期として当該住宅が新築住宅として引渡された日から20年を経過した日を終期とする期間とすることができます。
5年延長プラン【1回目】	5年間
5年延長プラン【2回目】	

6 引受条件(保険金額等)

○保険金額は次のとおりです。詳しくは住宅保証機構までお問合せください。

①保険金支払限度額について

〈1住宅あたりの保険金支払限度額〉

	《一戸建住宅》	《共同住宅等》
1住宅あたり限度額	500万円※ または 1,000万円 または 2,000万円 ※保険金支払限度額は、保険証券によりご確認ください。	
調査費用	1住宅あたり補修金額の10%または10万円 のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい方を限度。	1住宅あたり補修金額の10%または10万円 のいずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額または200万円のうち小さい方を限度。
仮住居・移転費用	1住宅あたり 50万円	1住宅あたり 50万円

※調査費用および仮住居・移転費用については1住宅あたりの限度額の内枠とします。

※以下の特約が付帯される場合の当該部分の保険金額は、上記限度額に含まれます。

・住宅リフォームの瑕疵担保責任に関する特約条項 ・給排水管路の瑕疵担保責任に関する特約条項

②免責金額、縮小てん補割合

○この保険契約では、免責金額(自己負担額)や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

免責金額(自己負担額)	10万円
縮小てん補割合	80% ※住宅事業者様が倒産等の場合 100%

○支払保険金の計算式は次のとおりです。

$$(\text{保険の対象となる損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小てん補割合}$$

共同住宅等を対象とする場合の注意点

- 区分所有の共同住宅等において、住宅事業者様に対して住宅所有者様が有する保証責任に関する請求権は、保険付保住宅の住宅所有者様が個々に行使することができます。この場合に支払われる保険金は、住棟全体の損害額のうち保険付保住宅の専有面積による持分割合に応じます。
- 区分所有の共同住宅等に保険事故が発生した場合で、共用部分の補修工事を行う場合は、補修方法や補修範囲の決定にあたって、区分所有法等の関係法令に従う必要があります。
- 詳細は、住宅保証機構までお問合せください。

保険料および払込方法

- 保険料は、保険申込住宅の床面積等によって決定されます。実際にご契約いただく住宅事業者様の保険料等、詳細につきましては、住宅保証機構までお問合せください。
- 保険料の払込方法は、口座振込または口座振替となります。

満期返戻金・契約者配当金

- この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

保険事故が発生した場合の手続き

- 保険事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合や、住宅所有者様より瑕疵の発見の通知を受けた場合には、直ちに住宅保証機構にご連絡ください。現地を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、所定の事項について住宅保証機構に書面のご提出をお願いします。（正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合には、保険金をお支払できなかったり、保険金の支払額が削減されたりすることがあります。）
- この保険では、住宅保証機構が住宅事業者様に代わって住宅所有者様との示談交渉を行うサービスはありません。住宅事業者様が保証責任を負う保険事故が発生した場合は、住宅事業者様ご自身で住宅所有者様との示談交渉を進めていただくこととなります。
- 示談交渉は、必要に応じて住宅保証機構とご相談いただきながらおすすめください。あらかじめ住宅保証機構の承認を得ないで補修工事を行ったり、賠償金等をお支払になったりした場合には、その一部または全部について保険金をお支払できない場合がありますのでご注意ください。

ご契約に際して、住宅事業者様及び住宅所有者様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約条項をご参照ください。また、ご不明な点については、住宅保証機構までお問合せください。

住宅所有者様への保険契約内容の確認について

- まもりすまい延長保険では、原則として現場検査を行います(ただし、工事内容により現場写真等の確認に代える場合があります。)。現場検査を行う際は、住宅の敷地内および工事内容に応じて室内に立ち入る場合があります。住宅所有者様にあらかじめご説明ください。現場検査が実施できない場合、保険契約は締結できません。
- 現場検査は保険契約の締結を目的としており、保険対象住宅に瑕疵が無いことの証明や保証をするものではありません。
- 現場検査は工事内容に応じて、2回以上行う場合があります。

住宅所有者様への保険契約内容の確認について

- 住宅事業者様は、保険契約締結時まで、住宅所有者様に対して「まもりすまい延長保険の概要」を交付し、「契約内容確認シート」により住宅所有者様の確認を得てください。また、保険証券と合わせて配布される「保険付保証明書」をお渡しください。

住宅事業者様の倒産時等の取扱い

- 保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、普通保険約款に基づき、住宅事業者様が負担するべきであった住宅所有者様の損害の範囲において、住宅所有者様に対して保険金をお支払します。この場合は、住宅所有者が保険金請求手続きを行うこととなります。

故意・重過失の場合における取扱い

- 住宅事業者様等の故意または重大な過失により「保険金をお支払できない主な場合」に該当する場合であっても、住宅事業者様が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお、保証責任を履行できない場合は、住宅所有者様に対する保険金支払の対象となります。(故意・重過失損害担保特約条項が付帯されている保険契約に限ります。)
- 上記の場合に支払う保険金は、「住宅リフォーム発注者等救済基金」※からのお支払となります。この基金により支払われるべき保険金の額(住宅保証機構および他の住宅瑕疵担保責任保険法人により支払われるべき額を合算します。)が「住宅リフォーム発注者等救済基金」の残存額を超過する場合、または超過することが予想される場合には、支払われる保険金が減額されることがあります。

※当基金は、この保険のほか、住宅リフォーム瑕疵担保責任保険など、既存住宅の売買やリフォーム工事に係る保険の共通の基金です。

告知義務・通知義務など

- 申込書の記載上の注意事項(告知義務など)
保険契約申込書が正しく記載されているかご確認ください。記載内容に誤りがある場合には、保険金をお支払できない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 契約締結後における留意事項(通知義務など)
ご契約後に保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったときなどは、必ず事前に事務機関または住宅保証機構にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払できないことがあります。

住宅紛争処理に関する事項

※2022年10月1日からご利用できます。

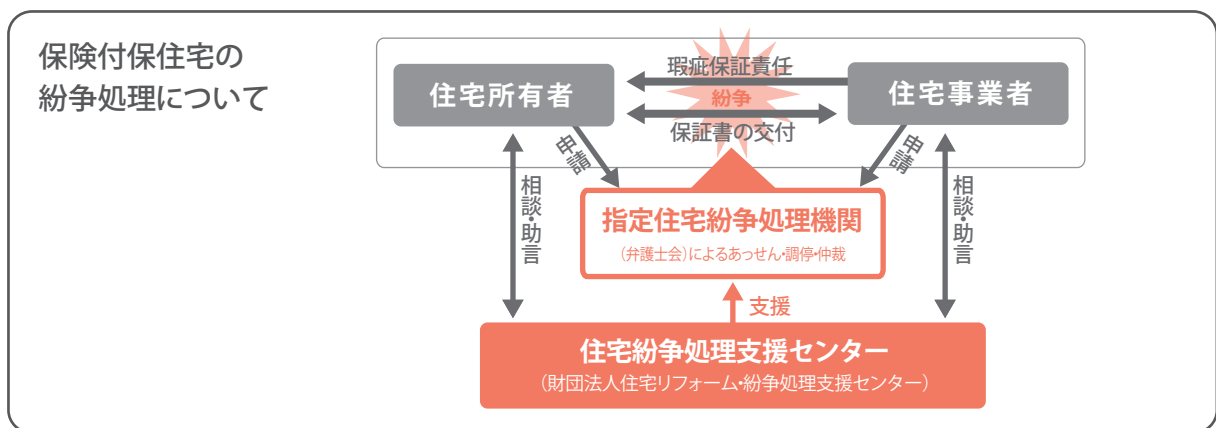
○住宅事業者様と住宅所有者様との間に瑕疵保証責任に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)を利用することができます。

※ご利用には所定の申請料がかかります。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から住宅保証機構に意見照会のあったときは、意見を提出します。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が住宅保証機構の参加が必要と認めるときは、当事者として紛争処理に参加します。

○住宅保証機構は、上記の紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。ただし、住宅保証機構が紛争処理の当事者として調停等に参加した場合には、住宅保証機構は、特段の事情がない限り、提示された調停案を受け入れるものとします。



保険協会審査会に関する事項

○住宅事業者様は、保険付保住宅の保険金支払に関して住宅保証機構との間に紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

○住宅保証機構は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

〈審査を請求するための条件〉

- ①住宅事業者様が住宅保証機構に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
- ②保険協会審査会への申請料は50,000円(税抜)です。

保険法人の指定取消に伴う措置

- 住宅保証機構の経営が破綻した等により保険法人の指定を取消された場合には、その保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

個人情報の取扱い

- 住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。
詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認下さい。

保険契約の取下げ・解約と返戻金の有無

- 保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。
- この保険契約は、住宅事業者様の基本情報の変更など軽微な変更の場合を除いて、住宅所有者様の了解を得ない限り、保険期間開始後の変更および解約は原則としてできません。
- 詳細は、住宅保証機構までお問合せください。

その他ご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保存してください**
保険証券は、保険契約締結後に住宅事業者様宛てにお届けします。内容をご確認の上、大切に保存してください。
- 保険契約の無効について**
この保険においては、法律上無効となる場合のほか、契約締結の当時、保険契約に関し、住宅事業者様、住宅所有者様またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには無効とします。
- クーリングオフ**
この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(契約申込の撤回)の対象とはなりません。

この保険に関する相談・苦情・連絡窓口

この保険に関する一般的なお問合せ・相談等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社〔コールセンター〕

03-6435-8871

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

保険付保住宅についてお困りのことが起こったら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

03-3556-5147

〔受付時間〕10:00～17:00
(土、日、祝日、年末年始を除く)

保険協会審査会に関するお問合せ・相談等については保険協会にご連絡ください。(保険協会審査会に関する内容以外のご相談はお受けできません)

一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会〔保険協会審査会に関する専用窓口〕

03-3580-0338

〔受付時間〕月～金 9:00～17:30
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

※保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/> の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問合せすることもできます。

保険事故が発生した場合には、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

〔受付時間〕月～金 9:00～17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)



住宅保証機構

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL.03-6435-8870 FAX.03-3432-0571

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp>